

○老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十四年三月二十三日条例第八号

改正

平成二四年一二月二五日条例第七六号

平成二七年 三月一六日条例第一六号

平成二八年 三月二二日条例第二二号

平成三〇年 三月二〇日条例第一六号

令和 三年 三月二二日条例第九号

令和 六年 三月一八日条例第一二号

令和 七年 三月二四日条例第一二号

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第二条—第二十四条）

第三章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第二十五条—第三十四条）

第四章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第三十五条—第四十条）

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第四十一条—第四十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

第二章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
（基本方針）

第二条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（構造設備の一般原則）

第三条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第四条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第五条 特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第六条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第七条 特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者の処遇の内容及び費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第八条 特別養護老人ホームの設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員及び入所者に周知しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なわなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(設備の基準)

第九条 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

- 一 居室、静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。）、食堂、浴室及び機能訓練室その他の入所者が日常生活を営む場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - 二 居室等を二階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町にあっては、市町長。以下同じ。）又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第八条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。
 - ハ 火災の際の避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制（特別養護老人ホームの設置者と地域住民等との間で、火災の際の避難、消火等の活動に関して連携等を確保するための体制をいう。）を整備すること。
 - 三 居室等（居室及び静養室を除く。）を地階に設けている場合であって、前号に掲げる要件の全てを満たすこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、次条の規定により置かれるべき職員の員数を超える員数の職員を置くこと等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
 - 3 特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ

る場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面設備
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 調理室
- 九 介護職員室
- 十 看護職員室
- 十一 機能訓練室
- 十二 面談室
- 十三 洗濯室又は洗濯場
- 十四 汚物処理室
- 十五 介護材料室
- 十六 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 居室

イ 一の居室の定員は、原則として、一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員は、四人を上限とする。

ロ 地階に設けないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

ト 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

チ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室

イ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

ロ イに定めるもののほか、前号ロ及びニからチまでに定めるところによること。

三 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

四 洗面設備

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

五 便所

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

六 医務室 診療所（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。

七 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

八 介護職員室

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ 必要な備品を備えること。

九 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。

ロ 必要な備品を備えること。

5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

一 居室、静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第三項に規定する特別避難階段をいう。以下同じ。）を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するた

めに必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。

二 三階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

三 居室、静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。

6 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊下及び階段には、手すりを設けること。

四 階段の傾斜は、緩やかにすること。

五 居室、静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（職員の配置の基準）

第十条 特別養護老人ホームの設置者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

一 施設長 一

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

四 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）は次のイ及びロの基準を満たす数

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

ロ 看護職員の数

（１）入所者の数が三十を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上

（２）入所者の数が三十を超えて五十を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が五十を超えて百三十を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、三以上

(4) 入所者の数が百三十を超える特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

五 栄養士又は管理栄養士 一以上

六 機能訓練指導員 一以上

七 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、当該年度の前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長及び同項第三号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第四号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第五号の規定にかかわらず、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあっては、当該特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、同号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

7 第一項第六号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

8 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院（医療法第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員

その他の職員を置かない場合にあっては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

- 9 特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第百二十条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十九号）第百二条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 10 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所（介護保険法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。以下同じ。）、併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に併設されている事業所において行われる同法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる同法第五十四条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(サービス提供困難時の対応)

第十一条 特別養護老人ホームの設置者は、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退所)

第十二条 特別養護老人ホームの設置者は、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
- 3 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができると認められる場合は、その者及びその家族の希望並びにその者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者に対し円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入所者の処遇に関する計画)

第十三条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の心身の状況及びその置かれている環境並びにその者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第十四条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 特別養護老人ホームの設置者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
- 7 特別養護老人ホームの設置者は、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第十五条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

- 2 特別養護老人ホームの設置者は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

- 3 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームの設置者は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 特別養護老人ホームの設置者は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え及び整容その他の介護を適切に行わなければならない。
- 7 特別養護老人ホームの設置者は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、その負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(機能訓練)

第十六条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第十七条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時等の対応)

第十七条の二 特別養護老人ホームの設置者は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十条第一項第二号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

- 2 特別養護老人ホームの設置者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(施設長の責務)

第十八条 特別養護老人ホームの施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の三までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制等)

第十九条 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3 特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十九条の二 特別養護老人ホームの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第二十条 特別養護老人ホームの設置者は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第二十条の二 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力医療機関等）

第二十条の三 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

- 2 特別養護老人ホームの設置者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 特別養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第二十一条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームの職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情処理）

第二十二条 特別養護老人ホームの設置者は、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームの設置者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの設置者は、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 特別養護老人ホームの設置者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第二十三条 特別養護老人ホームの設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、事故が発生した場合及びそれに至る危険性がある事態が生じた場合の当該事実の報告方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、職員から当該事実を報告させ、その分析を通した改善策を取りまとめ、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇により事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの設置者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。
- 4 第二項の事故の損害のうち、特別養護老人ホームの設置者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

(虐待の防止)

第二十三条の二 特別養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第二十三条の三 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（規則への委任）

第二十四条 この章に定めるもののほか、特別養護老人ホームに係る運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

（この章の趣旨）

第二十五条 前章（第十条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第二十六条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（運営規程）

第二十七条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他施設の運営に関する重要事項

(設備の基準)

第二十八条 ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- 一 ユニット、浴室その他の入居者が日常生活を営む場所（以下「ユニット等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 ユニット等を二階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第三十三条において準用する第八条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 第三十三条において準用する第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。
 - ハ 火災の際の避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制（ユニット型特別養護老人ホームの設置者と地域住民等との間で、火災の際の避難、消火等の活動に関して連携等を確保するための体制をいう。）を整備すること。
- 三 ユニット等（居室及び共同生活室を除く。）を地階に設けている場合であって、前号に掲げる要件の全てを満たすこと。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホーム

ムの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、第十条の規定により置かれるべき職員の員数を超える員数の職員を置くこと等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備（第一号の設備を除く。）の一部を設けないことができる。

一 ユニット

二 浴室

三 医務室

四 調理室

五 洗濯室又は洗濯場

六 汚物処理室

七 介護材料室

八 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 ユニット

イ 居室

（１）一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、一の居室の定員は、二人とすることができる。

- (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
- (3) 地階に設けないこと。
- (4) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (5) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (6) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
- (7) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
- (8) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (9) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 地階に設けないこと。
- (3) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (4) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

三 医務室 診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。

四 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

一 ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。

二 三階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

三 ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

6 前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊下及び階段には手すりを設けること。

四 階段の傾斜は、緩やかにすること。

五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（サービスの取扱方針）

第二十九条 ユニット型特別養護老人ホームにおける入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームにおける入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

- 3 ユニット型特別養護老人ホームにおける入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームにおける入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 9 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（介護）

第三十条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

- 3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え及び整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(勤務体制等)

第三十一条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 2 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
 - 3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令

で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第三十二条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第三十三条 第三条から第六条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二及び第二十条の二から第二十三条の三までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の三まで」とあるのは「第二十七条及び第二十九条から第三十二条まで並びに第三十三条において準用する第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二及び第二十条の二から第二十三条の三まで」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第三十四条 この章に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームに係る運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第三十五条 第二章及び第三章の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

第三十六条 地域密着型特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの

要件を満たす二階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第三十九条において準用する第八条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第三十九条において準用する第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

ハ 火災の際の避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制（地域密着型特別養護老人ホームの設置者と地域住民等との間で、火災の際の避難、消火等の活動に関して連携等を確保するための体制をいう。）を整備すること。

三 居室等（居室及び静養室を除く。）を地階に設けている場合であって、前号に掲げる要件の全てを満たすこと。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、次条の規定により置かれるべき職員の員数を超える員数の職員を置くこと等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営

を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面設備
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 調理室
- 九 介護職員室
- 十 看護職員室
- 十一 機能訓練室
- 十二 面談室
- 十三 洗濯室又は洗濯場
- 十四 汚物処理室
- 十五 介護材料室
- 十六 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 居室

イ 一の居室の定員は、原則として、一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員は、四人を上限とする。

ロ 地階に設けないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

ト 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

チ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室

- イ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
- ロ イに定めるもののほか、前号ロ及びニからチまでに定めるところによること。

三 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

四 洗面設備

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

五 便所

- イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

六 医務室 診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りるものとする。

七 調理室

- イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- ロ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

八 介護職員室

- イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- ロ 必要な備品を備えること。

九 食堂及び機能訓練室

- イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。
- ロ 必要な備品を備えること。

5 居室、静養室等は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

一 居室、静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。

二 三階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

三 居室、静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

6 前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。

ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊下及び階段には、手すりを設けること。

四 階段の傾斜は、緩やかにすること。

五 居室、静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

（職員の配置の基準）

第三十七条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

一 施設長 一

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活相談員 一以上

四 介護職員又は看護職員は、次のイ及びロの基準を満たす数

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、一以上とすること。

五 栄養士又は管理栄養士 一以上

六 機能訓練指導員 一以上

七 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、当該年度の前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項、第六項及び第八項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

6 第一項第三号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で一以上とする。

7 第一項第四号の介護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第一項第四号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で一以上とする。

9 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型居住施設の職員を置かないことができる。

一 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

三 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

四 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）

五 診療所 事務員その他の従業者

10 第一項第六号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

11 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所（介護保険法第四十一条第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第七項に規定する通所介護を行う事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型通所介護事業所若しくは併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 地域密着型特別養護老人ホームに指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第五十四条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に同法第七十八条の四第二項又は第百十五条の十四第二項に基づいて定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

14 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホ

ームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(介護)

第三十八条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え及び整容その他の介護を適切に行わなければならない。

7 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、その負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(準用)

第三十九条 第二条から第八条まで、第十一条から第十四条まで及び第十六条から第二十三条の三までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の三まで」とあるのは「第三十八条及び第三十九条において準用する第七条、第八条、第十一条から第十四条まで及び第十六条から第二十三条の三まで」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第四十条 この章に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームに係る運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する
基準

(この章の趣旨)

第四十一条 第二章から前章まで(第三十七条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

第四十二条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

一 ユニット等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 ユニット等を二階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第四十四条において準用する第八条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第四十四条において準用する第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。

ハ 火災の際の避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者と地域住民等との間で、火災の際の避難、消火等の活動に関して連携等を確保するための体制をいう。)を整備すること。

三 ユニット等(居室及び共同生活室を除く。)を地階に設けている場合であって、前号に掲げる要件の全てを満たすこと。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、第三十七条の規定により置かれるべき職員の員数を超える員数の職員を置くこと等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備（第一号の設備を除く。）の一部を設けないことができる。

一 ユニット

二 浴室

三 医務室

四 調理室

五 洗濯室又は洗濯場

六 汚物処理室

七 介護材料室

八 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 ユニット

イ 居室

（１）一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、一の居室の定員は、二人とすることができる。

（２）居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

（３）地階に設けないこと。

（４）一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、（１）ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

- (5) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (6) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
- (7) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
- (8) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (9) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 地階に設けないこと。
- (3) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (4) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

三 医務室 診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りるものとする。

四 調理室

- イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

ロ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

5 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

一 ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。

二 三階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

三 ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

6 前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。
ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。

二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊下及び階段には手すりを設けること。

四 階段の傾斜は、緩やかにすること。

五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

（介護）

第四十三条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

- 2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え及び整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(準用)

第四十四条 第三条から第六条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第二十条の二から第二十三条の三まで、第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の三まで」とあるのは「第四十三条並びに第四十四条において準用する第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第二十条の二から第二十三条の三まで、第二十七条、第二十九条、第三十一条及び第三十二条」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第四十五条 この章に定めるもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに係る運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十二年四月一日において現に存する特別養護老人ホームのうち、昭和六十二年三月九日において現に存する特別養護老人ホームであって、同日前の法第十七条第一項の規定に基づく設備の基準の適用を受けていたもの(平成十六年四月一日以降に全面的に改築されたものを除く。)については、第九条第三項第十四号、第二十八条第三項第六号、第三十六条第三項第十四号及び第四十二条第三項第六号の規定は、当分の間、適用しない。

第三条 平成十二年四月一日において現に存する特別養護老人ホームの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。)について第九条第四項第一号及び第三十六条第四項第一号の規定を適用する場合においては、第九条第四項第一号イ及び第三十六条第四項第一号イ中「原則として一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員は、四人を上限とする」とあるのは「原則として四人以下とすること」と、同号ハ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

第四条 平成十二年四月一日において現に存する特別養護老人ホームの建物については、第九条第四項第九号イ(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)及び第三十六条第四項第九号イ(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間、適用しない。

第五条 一般病床(医療法第七条第二項第五号の病床をいう。以下同じ。)、精神病床(同項第一号の病床であって、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第七条において同じ。)又は療養病床(同法第七条第二項第四号の病床をいう。以下同じ。)を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(法第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第九条第四項第九号イ及び第三十六条第四項第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た

面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第九条第四項第九号イ及び第三十六条第四項第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第九条第六項第一号、第二十八条第六項第一号及び第三十六条第六項第一号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。

第八条 平成十四年八月七日において現に存する特別養護老人ホームについて、第三章（第二十八条第四項第一号ロ（3）の基準を除く。）に規定する基準を満たすものについて、同号ロ（3）の規定を適用する場合においては、同号ロ（3）中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第九条 平成十五年四月一日以前に法第十五条の規定により設置されている特別養護老人ホーム（同日において建築中のものであって、同月二日以降に同条の規定による設置されたものを含む。以下「平成十五年前特別養護老人ホーム」という。）であつて、平成二十三年九月一日前に施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養

護老人ホームであるもの（同日において現に改修、改築又は増築中の平成十五年前特別養護老人ホーム（第二十五条に規定するユニット型特別養護老人ホームを除く。）であって、同日以後に一部ユニット型特別養護老人ホームに該当することとなったものを含む。）のうち、介護保険法第四十八条第一項の指定を受けている介護老人福祉施設であるものについては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

- 2 平成二十三年九月一日において現に存する法第十五条の規定により設置されている地域密着型特別養護老人ホームであって、同日前に施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームであるもの（同日において現に改修、改築又は増築中の地域密着型特別養護老人ホーム（第四十一条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）であって、同日以後に一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに該当することとなったものを含む。）のうち、介護保険法第四十二条の二の指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設であるものについては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

第十条 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、平成二十四年四月一日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、第九条第四項第一号イ及び第三十六条第四項第一号イの規定を適用する場合においては、第九条第四項第一号イ及び第三十六条第四項第一号イ中「原則として一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員は、四人を上限とする」とあるのは「四人以下とすること」とする。

附 則（平成二四年一二月二五日条例第七六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月一六日条例第一六号抄）

改正

平成二八年 三月二二日条例第二二号

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。（後略）

（介護予防通所介護に関する経過措置）

第四条 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介

護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 第一条の規定による改正前の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第三十七条第十二項の規定
- 二 旧指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項第三号及び第十項、第八十二条第四項、第六十六条第一項第三号及び第八項並びに第八十八条第四項の規定
- 三 旧介護予防サービス等基準条例第九条から第十二条まで（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第十三条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第十四条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第十七条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第二十一条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第二十二条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第二十三条第一項から第四項まで（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第二十三条第五項及び第六項（第八十四条において準用する場合に限る。）、第二十四条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第七十六条から第九十一条まで、第三百十条、第三百十一条第四項並びに第三百十四条第一項の規定

第七十七条第一項第三号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する通所介護事業者をいう。以下同じ。）	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）に該当する地域密着型通所介護（法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の事業を行う者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）
-------------	--	---

	指定通所介護（指定居宅サービス等基準 条例第七十九条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）	指定通所介護（指定居宅サービス等基準 条例第七十九条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）
	指定通所介護の利用者	指定通所介護等の利用者
第七十七条第十項	指定通所介護事業者	指定通所介護事業者等
	指定通所介護	指定通所介護等
	指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項から第九項までに規定する人員に関する基準	指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項から第八項までに規定する人員に関する基準又は法第七十八条の四第一項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に関するものに限る。）
第七十九条第四項	指定通所介護事業者	指定通所介護事業者等
	指定通所介護	指定通所介護等
	指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準	指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準又は法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備に関する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に備えるべき設備に関するものに限る。）

第五条 前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第七十七条第一項第三号及び第十項並びに第七十九条第四項の規定は、旧指定介護予防通所介

護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十七条第一項第三号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）に該当する地域密着型通所介護（法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の事業を行う者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第七十九条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の事業	当該第一号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護等	指定介護予防通所介護又は当該第一号通所事業
第七十七条第十項	指定通所介護事業者等	第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護等の事業	当該第一号通所事業

	指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項から第八項までに規定する人員に関する基準又は法第七十八条の四第一項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に関するものに限る。）	市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準
第七十九条第四項	指定通所介護事業者等	第七十七条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護等の事業	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準又は法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備に関する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に備えるべき設備に関するものに限る。）	市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準

2 前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第八十八条第一項第三号及び第八項並びに第九十条第四項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護

予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十八条第一項第三号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業
第八十八条第八項	基準該当通所介護の事業	第一項第三号に規定する第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第百六条第一項から第七項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の
第九十条第四項	基準該当通所介護の事業	第八十八条第一項第三号に規定する第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第百八条第一項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の

附 則（平成二八年三月二二日条例第二二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日から介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項に規定する市町の条例（地域密着型通所介護に係る部分に限る。）が制定施行されるまでの間においては、第八条の規定による改正後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第四条及び第五条第一項の規定の適用については、附則第四条の表第七十七条第十項の部指定居宅サービス等基準条例第八十条第

一項から第九項までに規定する人員に関する基準の項中「法第七十八条の四第一項に規定する市町の条例」とあるのは「法第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令」と、同表第七十九条第四項の部指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準の項中「法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例」とあるのは「法第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令」と、附則第五条第一項の表第七十七条第十項の部指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項から第八項までに規定する人員に関する基準又は法第七十八条の四第一項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に関するものに限る。）の項中「法第七十八条の四第一項に規定する市町の条例」とあるのは「法第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令」と、同表第七十九条第四項の部指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準又は法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備に関する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に備えるべき設備に関するものに限る。）の項中「法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例」とあるのは「法第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令」とする。

附 則（平成三〇年三月二〇日条例第一六号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二二日条例第九号抄）

改正

令和 六年 三月一八日条例第一二号

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、第六条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項（新指定居宅サービス等基準条例第七十二条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第二十七条の二（新指定居宅サービス等基準条例第七十八条において準用する場合に限る。）並びに第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービ

ス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三条第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第六十九条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第三十九条の六（新指定介護予防サービス等基準条例第七十三条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第七十七条及び新指定介護予防サービス等基準条例第七十二条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二十三条の二（新指定居宅サービス等基準条例第七十八条において準用する場合に限る。）及び新指定介護予防サービス等基準条例第三十九条の二（新指定介護予防サービス等基準条例第七十三条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第十七条第二項、新特別養護老人ホーム条例第十九条第二項（新特別養護老人ホーム条例第三十九条において準用する場合を含む。）及び第三十一条第三項（新特別養護老人ホーム条例第四十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第二十三条第二項及び第三十九条第三項、新介護老人保健施設条例第二十四条第二項及び第四十条第三項、新指定介護療養型医療施設条例第二十四条第二項及び第四十二条第三項、新指定居宅サービス等基準条例第八十七条の二第一項（新指定居宅サービス等基準条例第九十二条、第百九条、第百十八条、第百三十四条、第百四十五条の三、第百五十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。）、第百四十三条第三項及び第百七十二条第三項、新指定介護予防サービス等基準条例第九十六条の二第一項（新指定介護予防サービス等基準条例第百十三条、第百二十九条の三、第百三十五条及び第百四十四条において準用する場合を含む。）、第百二十四条第三項及び第百五十五条第三項、新介護医療院条例第二十三条第三項及び第三十九条第四項並びに新軽費老人ホーム条例第十八条第二項（新軽費

老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

7 前項の規定は、新特別養護老人ホーム条例第二十八条第四項第一号イ(2)及び第四十二条第四項第一号イ(2)、新指定介護療養型医療施設条例第三十五条第二項第一号イ(2)、第三十六条第二項第一号イ(2)及び第三十七条第二項第一号イ(2)、新指定居宅サービス等基準条例第百三十七条第六項第一号イ(2)並びに新指定介護予防サービス等基準条例第百二十条第六項第一号イ(2)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新特別養護老人ホーム条例 第二十八条第四項第一号イ (2)及び第四十二条第四項 第一号イ(2)	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設条例第五 条第一項第三号イ	新特別養護老人ホーム条例第十 条第一項第四号イ
	第三十九条第一項	第三十一条第一項(第四十四条 において準用する場合を含む。)
新指定介護療養型医療施設 条例第三十五条第二項第一 号イ(2)、第三十六条第二項 第一号イ(2)及び第三十七 条第二項第一号イ(2)	入所定員	入院患者の定員
	新指定介護老人福祉施設条例第五 条第一項第三号イ	新指定介護療養型医療施設条例 第四条第一項第二号及び第三 号、同条第二項第二号及び第三 号、同条第三項第二号及び第三 号、附則第二条第二号、附則第 三条、附則第九条並びに附則第 十条第二号及び第三号
	第三十九条第一項	第四十二条第一項
新指定居宅サービス等基準 条例第百三十七条第六項第 一号イ(2)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設条例第五 条第一項第三号イ	新指定居宅サービス等基準条例 第百二十条第一項第三号
	第三十九条第一項	第百四十三条第一項
新指定介護予防サービス等 基準条例第百二十条第六項	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設条例第五	新指定介護予防サービス等基準

第一号イ(2)	条第一項第三号イ	条例第百二条第一項第三号
	第三十九条第一項	第二百二十四条第一項

8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第二条の規定による改正前の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十八条第四項第一号イ(4)(二)及び第四十二条第四項第一号イ(4)(二)、第三条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十四条第一項第一号イ(3)(二)、第五条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第三十五条第二項第一号イ(3)(二)、第六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第百三十七条第六項第一号イ(4)及び第七条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第百二十条第六項第一号イ(4)の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

9 この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新養護老人ホーム条例第二十条第一項、新特別養護老人ホーム条例第二十三条第一項（新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第三十条第一項（新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第三十一条第一項（新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設条例第三十一条第一項（新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。）、新介護医療院条例第三十条第一項（新介護医療院条例第四十一条において準用する場合を含む。）及び新軽費老人ホーム条例第二十二条第一項（新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

10 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第十七条の三第二項第三号、新特別養護老人ホーム条例第二十条の二第二項第三号（新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第二十五条の二第二項第三号（新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第二十六条の二第二項第三号（新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設条例第二十六条の二第二項第三号（新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。）、新介護医療院条例第二十五条の二第二項第三号（新介護医療院条例第四十一条において準用する場合を含む。）及び新軽費老人ホーム条例第十八条の三第二項第三号（新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院及び軽費老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

附 則（令和六年三月一八日条例第一二号）

（施行期日）

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。（後略）

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第二条 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第二百二十七条第六項（新指定居宅サービス等基準条例第四百五十五条の三及び第四百五十一条において準用する場合を含む。）、第四百十条第八項、第五百七条第六項及び第六百六十九条第八項並びに第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第百九条第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第二百二十六条、第二百二十九条の三及び第三百三十五条において準用する場合を含む。）及び第四百四十一条第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第五百七条において準

用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第三条 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二十三条の三（新特別養護老人ホーム基準条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三十条の三（新指定介護老人福祉施設基準条例第四十一条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第三十一条の三（新介護老人保健施設基準条例第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第百三十三条の二（新指定居宅サービス等基準条例第百四十五条、第百四十五条の三、第百五十一条、第百六十四条（新指定居宅サービス等基準条例第百七十四条において準用する場合を含む。）及び第百八十八条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第百十二条の三（新指定介護予防サービス等基準条例第百二十六条、第百二十九条の三、第百三十五条、第百四十四条（新指定介護予防サービス等基準条例第百五十七条において準用する場合を含む。）及び第百七十二条において準用する場合を含む。）及び第九条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第三十条の三（新介護医療院基準条例第四十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第四条 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十七条の四第一項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十条の三第一項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十六条第一項（新指定介護老人福祉施設基準条例第四十一条において準用する場合を

含む。）、新介護老人保健施設基準条例第二十七条第一項（新介護老人保健施設基準条例第四十二条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第二十六条第一項（新介護医療院基準条例第四十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

附 則（令和七年三月二四日条例第一二号）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。